

廃棄物・リサイクル対策について

1. 循環型社会の形成

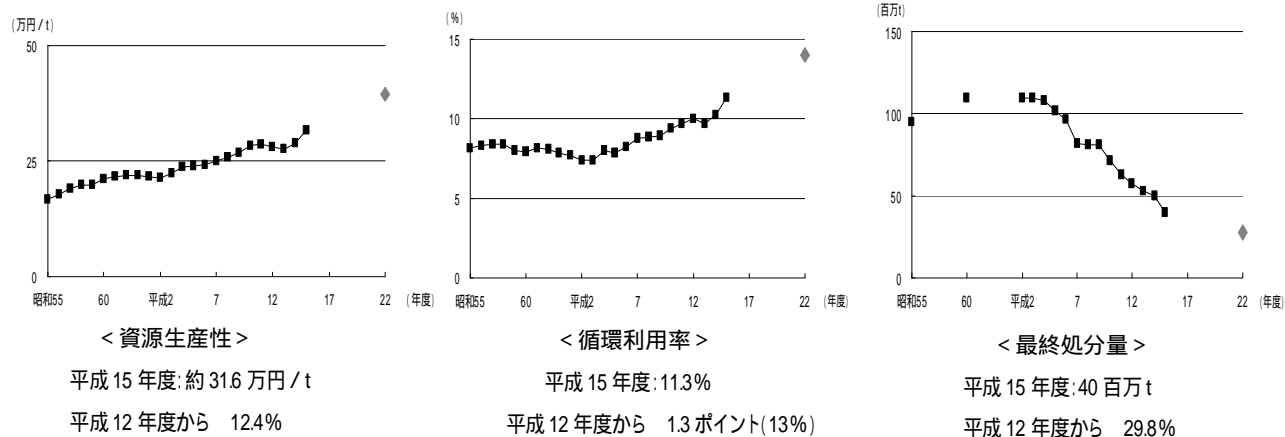
(1) 循環型社会形成推進基本計画上の数値目標

資源生産性 (= GDP/天然資源等投入量)
 平成22年度: 約39万円/トン(平成12年度から概ね4割向上)

循環利用率 (= 循環利用量/(循環利用量+天然資源等投入量))
 平成22年度: 約14%(平成12年度から概ね4割向上)

最終処分量
 平成22年度: 約28万トン(平成12年度から概ね半減)

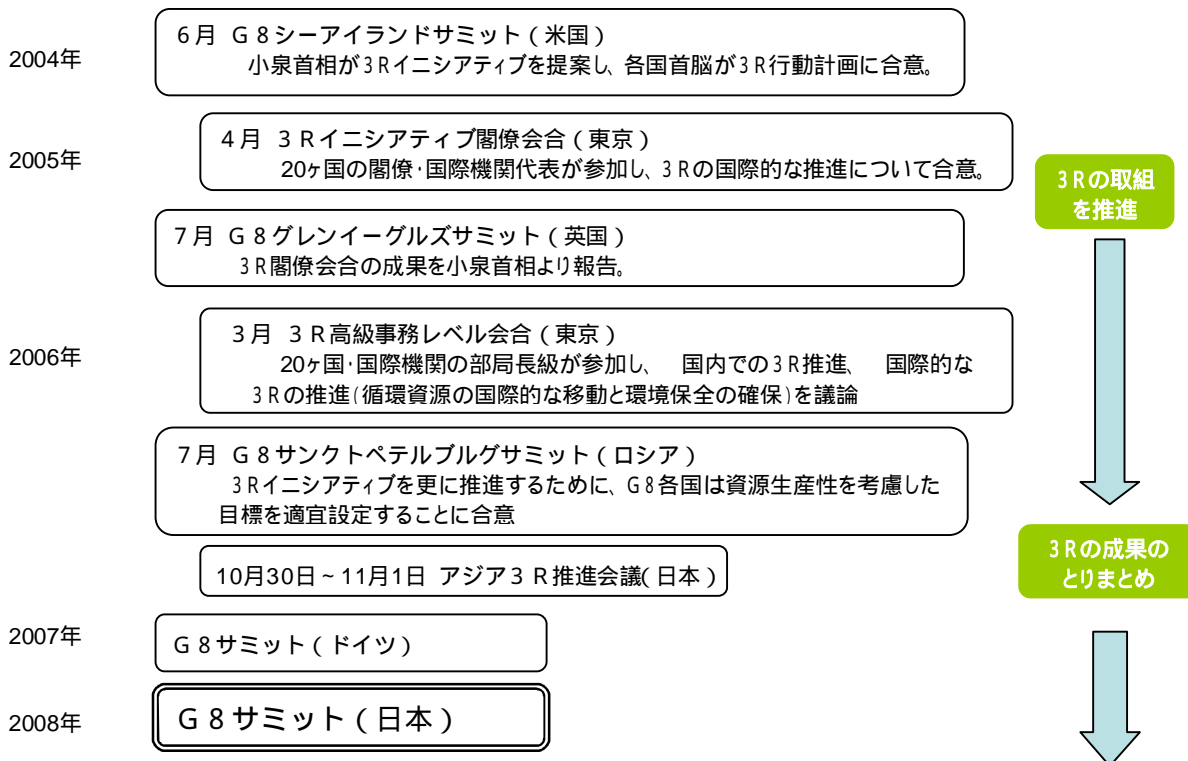
(2) 現在の数値目標における循環型社会形成推進基本計画の進捗状況(第2回点検結果)



(3) 計画の見直し

循環型社会形成推進基本法第15条第7項において、循環型社会形成推進基本計画の見直しは、おおむね5年ごとに行うものとされていることから、来年度見直しを行うこととなる(現計画は平成15年3月に決定)。

2. 3Rイニシアティブの国際展開



3 . 最近の廃棄物処理法の主な改正内容

- 平成9年**
- 再生利用認定制度の創設(一定の廃棄物の再生利用について、大臣認定により業・施設許可が不要)
 - 生活環境影響調査の実施、申請書等の告示・縦覧、関係市町村長・利害関係者の意見聴取など施設設置手続の明確化
 - 維持管理状況の記録・閲覧制度、最終処分場の維持管理積立金制度の創設
 - マニフェスト制度を全ての産業廃棄物に適用
 - 電子マニフェスト制度の創設
 - 産業廃棄物原状回復基金制度の創設(適正処理推進センター)
- 平成12年**
- 環境大臣が基本方針を策定
 - 廃棄物の野外焼却の禁止(不法焼却:3年以下の懲役又は3百万円以下の罰金)
 - マニフェストにより最終処分(再生を含む)がなされたことまで確認することを義務付け
 - 不法投棄された産業廃棄物の撤去命令の対象者を大幅に拡大(注意義務違反の排出事業者に対する措置命令の創設)
- 平成15年**
- 広域認定制度の創設(一定の廃棄物の広域的な処理について、大臣認定により業許可が不要)
 - 特に悪質な業者について業・施設の許可の取消しを義務化
 - 産廃処理施設において、処理を行っている産廃と同様の性状を有する一定の一廃を処理する場合に、設置許可を受けずに、届出をもって一廃処理施設の設置を可能とする制度の創設
 - 事業者が一廃の処理を他人に委託する場合の基準を創設
 - 不法投棄及び不法焼却の未遂罪を創設
- 平成16年**
- 産業廃棄物の不適正処理に係る緊急時における国の関係都道府県への指示権限の創設
 - 指定有害廃棄物(硫酸ピッチ)の不適正処理禁止
 - 処分場の跡地等で土地の形質変更を行う際の事前届出制度の創設
 - 廃棄物処理施設で事故が起きた場合の応急措置・届出等の創設
 - 不法投棄等目的の収集運搬に対する罰則の創設
- 平成17年**
- 最終処分場の維持管理積立金制度の対象をすべての許可処分場に拡大
 - マニフェスト制度違反に係る勧告に従わない者についての公表・命令措置の導入
 - 産業廃棄物の運搬又は処分を受託した者に対するマニフェスト保存の義務付け
 - 産廃関係事務等の役割分担の見直し(政令で定める市の長が事務を行うことができる)
- 平成18年**
- 石綿含有廃棄物に係る無害化処理認定制度の創設

4 . 個別物品の特性に応じた各種リサイクル法

	法律の概要	対象品目
容器包装リサイクル法 H12.4 完全施行 H18.6 一部改正	<ul style="list-style-type: none">・ 容器包装の市町村による分別収集・ 容器の製造・容器包装の利用業者による再商品化	<ul style="list-style-type: none">びん、ペットボトル、紙製・プラスチック製容器包装等
家電リサイクル法 H13.4 完全施行	<ul style="list-style-type: none">・ 小売店等による廃家電の消費者からの引取り・ 製造業者等による再商品化	<ul style="list-style-type: none">エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、ブラウン管式テレビ、洗濯機
<p>本年6月から、中央環境審議会と産業構造審議会の合同審議において、リサイクル料金や対象品目の在り方等に関して見直しのための検討を行っていただいているところ。</p>		
食品リサイクル法 H13.5 完全施行	<ul style="list-style-type: none">食品の製造・加工・販売業者による食品廃棄物等の再生利用等	<ul style="list-style-type: none">食品残さ
<p>本年9月から、中央環境審議会と食料・農業・農村政策審議会の合同審議において、発生抑制や再生利用の促進策等に関して見直しのための検討を行っていただいているところ。</p>		
建設リサイクル法 H14.5 完全施行	<ul style="list-style-type: none">工事の受注者による・ 建築物の分別解体等・ 建設廃材等の再資源化等	<ul style="list-style-type: none">木材、コンクリート、アスファルト
自動車リサイクル法 H17.1 完全施行	<ul style="list-style-type: none">・ 関係業者による使用済自動車の引取り、フロンの回収、解体、破砕・ 製造業者等によるエアバッグ・シュレッダーダストの再資源化、フロンの破壊	<ul style="list-style-type: none">自動車

5. 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の一部を改正する法律の概要

容器包装リサイクル法は、リサイクル率の上昇、一般廃棄物の最終処分量の減少等、循環型社会の形成に寄与。

- ・ 容器包装廃棄物に係る効果的な3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進
- ・ リサイクルに要する社会全体のコストの効率化
- ・ 国・自治体・事業者・国民等すべての関係者の連携

